

議員提出議案第4号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年12月6日

提出者	白本和久
〃	伊木まり子
〃	吉波伸治
〃	中浦新悟
〃	山田耕三
〃	沢田かおる
〃	片山誠也
〃	松本守夫
〃	改正大祐
〃	神山聡
〃	加藤裕美

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

(1) 総務市民委員会 8名

市長公室、総務部、市民部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生文教委員会 8名

福祉健康部及び教育委員会の所管に属する事項

(3) 経済建設委員会 8名

地域活力創生部、建設部、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項

(4) 予算委員会 21名

予算議案に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の生駒市議会委員会条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

○生駒市議会委員会条例

生駒市議会委員会条例(昭和46年11月生駒市条例第31号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>企画総務委員会 6名</u> <u>市長公室、総務部、地域活力創生部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>市民文教委員会 6名</u> <u>市民部及び教育委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(3) <u>厚生消防委員会 6名</u> <u>福祉健康部及び消防本部の所管に属する事項</u></p> <p>(4) <u>都市建設委員会 6名</u> <u>建設部、都市整備部及び上下水道部の所管に属する事項</u></p> <p>(5) <u>予算委員会 23名</u> <u>予算議案に関する事項</u></p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務市民委員会 8名</u> <u>市長公室、総務部、市民部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>厚生文教委員会 8名</u> <u>福祉健康部及び教育委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(3) <u>経済建設委員会 8名</u> <u>地域活力創生部、建設部、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(4) <u>予算委員会 21名</u> <u>予算議案に関する事項</u></p>